

小 郡 市 地 域 福 祉 計 画

概 要 版

平成27年度～平成31年度



地域福祉計画とは・・・

「小郡市地域福祉計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取り組みを示しています。このような地域福祉活動は、市民の理解と協力を求めながらすすめるもので、市民の主体的な参画が期待されます。行政機関などは、それらの地域福祉活動を支援していきます。

平成27年3月
小 郡 市

■ 地域福祉とは ■

「地域福祉」とは、地域でとむにくらす人々が、障害の有無や年齢に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

■ 「自助」「共助」「公助」および「互助」の役割 ■

地域福祉活動をすすめるためには、「自助」「共助」の重要度が、ますます高まっています。また、福祉に関する支援を必要としている人に対してきめ細かい配慮・支援を行っていくためには、「互助」の力が欠かせません。市は「公助」として、公的な福祉サービスの整備や「自助」「互助」「共助」を支援し、地域と協働しながら地域福祉活動をすすめていきます。

じじよ 自助

個人や家族による支え合い・助け合い
(最も身近な個人や家族が解決にあたる)

ごじよ 互助

身近な人間関係のなかでの自発的な支え合い・助け合い
(近隣の友人や知人、別居する家族が、互いに支え合い、助け合う)

きょうじよ 共助

地域でくらす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政などが協働しながら、組織的に協力し合う支え合い・助け合い
(「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)

こうじよ 公助

保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え
(行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

■ 地域にはこんな課題や意見があります ■

情報提供の充実

- ◆どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった
- ◆困っている人に届くような情報提供が大切



相談支援の充実

- ◆何かあったとき、どこに相談したらいいかわからない
- ◆地域で相談窓口になる人の存在や連携が大切

いのちを守る支援の充実

- ◆虐待問題について、もっと知る機会が必要
- ◆認知症の人の情報を共有しながら見守っていくことが大切
- ◆災害が発生したとき、ひとりでは心配

地域での福祉サービスの充実

- ◆ふれあいネットワークの活動の維持が大変
- ◆家族と同居している高齢者で、日中一人になるため支援が必要な人もいる

地域での参加機会の充実

- ◆無理なくボランティア活動に参加できないか
- ◆高齢者や子ども、障害のある人が気軽に交流できる場があるといいのだが

学ぶ機会の充実

- ◆子育てや、子育て支援サービスについて学びたい
- ◆障害や障害のある人についての理解を深める機会が必要



<市民意識調査・分野別課題調査・市民ワークショップ結果から>

■ 基本理念 ■

人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、高齢者や子どもたち、障害のある人たちなど、地域でともに暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、ともに助け合い、特定の人を特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが求められています。

本計画では・・・

地域において、人と人との「つながり」を再構築し、一人ひとりの人権を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民参画のもとに「支え合う」ための仕組みをつくることをめざします。

■ 基本目標 ■

基本理念の実現に向け、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標 1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域をめざします。そのために、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みづくりをすすめます。



基本目標 2 安心安全な福祉と暮らしを支える基盤づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らしていける基盤づくりをすすめます。



基本目標 3 みんなが気軽に参加できる環境づくり

誰もが地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し地域福祉活動への参加と協力を促すとともに、交流の場を充実させ、ボランティア活動や地域活動の推進を図ることで、社会参加の機会の充実を図る環境づくりをすすめます。



■ 計画の内容 ■

基本
目標 1

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

1 情報提供の充実

① 福祉サービス情報をわかりやすく伝える ② 情報の交換や共有をすすめる

自助

- 広報紙や回覧板などをよく読み、福祉サービス情報を確認します。
- とおり近所の人たちと誘い合って、地域の行事などを情報交換の場や機会と捉え、参加するよう心がけます。

共助

- 地域の組織や団体、民生委員・児童委員などによる相談支援活動の中で、福祉サービスの情報を提供します。
- 高齢者世帯や認知症高齢者、障害のある人などに対する見守りを充実させるため、とおり近所、自治会、民生委員・児童委員などの間で情報の共有化をすすめます。

公助

- 地域の団体、学校、事業所などをおし、あらゆる機会を活用して、福祉サービスや制度の周知に努めます。
- 情報の受け手の特性に合わせて、福祉専門職や、個別福祉分野のネットワークを活用し、確実に効率よく福祉サービス情報を提供します。



2 相談支援の充実

① 相談機能を強化する ② 身近で気軽な相談支援をすすめる

自助

- 困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、関係機関の相談窓口を利用します。

互助

- 近所づきあいを大切に、気軽に相談できる関係を築きます。

共助

- 日常生活上の困難を抱え、専門的な支援が必要な人や家族がいる場合は、速やかに状況を確認し、必要に応じて、行政機関へ連絡します。
- 相談支援に携わる人は、日頃から自分の役割について地域住民に知らせ、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、気軽に相談できる存在となるよう努めます。

公助

- 校区公民館やショッピングセンターなどのスペースを活用し、相談や情報提供ができる場の確保をすすめます。
- 積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉サービスの利用につなげるアウトリーチ型(※)の支援をすすめます。

※アウトリーチ…支援を必要としている人々に対して積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと



1 地域での福祉サービスの充実

- ① 福祉サービスの量や質の充実を図る ② 地域の人材や資源を活用する
③ 身近な助け合いをすすめる

自助 ●「ふれあいネットワーク」など、地域での見守り活動の趣旨を理解し、積極的に協力します。

互助 ●ごみ出しや、買い物など、ちょっとしたことが十分にできずに困っている人に対し、となり近所で声をかけ合いながら支え合い、助け合います。

共助 ●自治会や民生委員・児童委員、老人クラブなどが連携した見守り活動や相談支援活動、社会福祉協議会と連携しながらすすめる「ふれあいネットワーク」などの取り組みをすすめます。
●福祉サービス事業所では、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に積極的に協力します。

公助 ●各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、複雑で多様な福祉課題の解決に努めます。
●家族介護者の負担軽減や同居家族がいる場合の規制緩和の視点から、福祉サービスのあり方を検討します。



2 いのちを守る支援の充実

- ① 虐待防止のための支援を強化する ② 行方不明事故防止のための取り組みをすすめる
③ 災害時の避難に備える

自助 ●認知症の家族がいることを本人の人権を尊重しながら、となり近所や地域の人たちに説明し、支援と協力を求めます。
●避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みに可能な限り協力します。

互助 ●となり近所で気にかかる人がいる場合には、見守りを心がけます。
●災害発生時には、となり近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。

共助 ●事業者は、配達などの外回りの業務時に行動が気にかかる高齢者などに気がついたときには、警察や市役所などに通報するよう努めます。
●高齢者や子ども、障害のある人に対する虐待、もしくは虐待と思われる様子が気がついたときには、警察や児童相談所、市の関係部署へ、速やかに連絡します。

公助 ●地域や学校、事業所において、認知症サポーター養成講座の開催をすすめます。
●虐待に関する通告に対し、素早く対応できる体制づくりと、きめ細かい支援のさらなる充実を図ります。
●自主防災活動の活性化を図るため、自主防災訓練などを支援します。

1 学ぶ機会の充実

- ① 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る ② 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る

自助

- 高齢者や障害のある人、子どもたちとふれあう機会を大切にします。
- 福祉サービスや身近な福祉の問題などについての学ぶ機会へ積極的に参加します。

共助

- 地域での集まりや地域活動、行事、事業所などのなかで、福祉サービスや身近な福祉の問題について学ぶ機会をつくります。

公助

- 人権や福祉をテーマとした講演会などを開催します。
- 学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催などに関する情報伝達を工夫するとともに、託児など誰もが参加しやすい環境づくりをすすめます。

2 地域での参加機会の充実



- ① 顔がみえる交流の場の充実を図る ② ボランティア活動の活性化を図る
③ 地域活動や行事を支援し参加を促す

自助

- 趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。
- 自治会や各種団体の活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。

共助

- 地域で取り組むサロンなどへの参加の呼びかけと活動内容の充実を図ります。
- 地域活動の充実のため、ボランティア団体の活用を積極的にすすめます。
- 地域の活動や行事への参加経験が少ない人が、参加しやすい雰囲気となるよう工夫し、参加へのきっかけづくりをすすめます。

公助

- 家族介護者や子育て家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、休息が取れるような場の充実を図ります。
- ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関する広報活動の充実を図ります。
- 地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。



■ 重点的な取り組み ■

市では、地域福祉の推進にあたっての基盤づくりとして重要と考える次の3つについて、重点的に取り組んでいきます。

地域での福祉活動の担い手育成の推進

介護や福祉の担い手不足を可能な限り解消していくための取り組みは、適切な福祉サービス提供の観点から重要であるとともに、地域での福祉活動を組織的に進めていく、という意識を地域に求め、醸成していくための大きなきっかけになるものと考えます。

具体的な取り組み

- ◆地域で組織的に実施されている見守り活動や相談支援活動、「ふれあいネットワーク」活動などを推進するための支援を行います。
- ◆ボランティア情報センターに対する支援の充実を図ります。
- ◆有償ボランティア制度など、新たなボランティア形態を検討します。



虐待防止対策の推進

虐待の発生を防止していくための取り組みは、人権尊重の観点から重要であるとともに、地域のことに関心とかかわりを持ち、安心して安全な暮らしのために実際に行動する、という意識を醸成していくための大きなきっかけになるものと考えます。

具体的な取り組み

- ◆虐待問題について、人権擁護の視点からの啓発を図っていきます。
- ◆虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、地域の各種団体などが行う見守り活動については、各活動分野を越えて、高齢者や子ども、障害のある人などに対するあらゆる虐待を防止する視点を持ってもらう取り組みをすすめます。

個人情報共有の推進

地域への情報の提供や地域における情報の共有化、また、そのためのルールづくりは、いのちを守る安心安全なまちづくりの観点から重要であるとともに、地域における福祉活動を推進していくという行政の責務の観点からも重要です。

具体的な取り組み

- ◆自治会や民生委員・児童委員などと、支援が必要な人たちの情報を共有化する仕組みづくりについて検討していきます。
- ◆地域における福祉活動をすすめる際に課題となっている個人情報の取り扱いについてのルールづくりをすすめます。

